

# おくやみガイドブック

## ～今後の手続きガイド～

このたびは、大切な方を亡くされ、心よりお悔やみを申し上げます。  
ご遺族におかれましては、悲しみや先々のご不安もあるなか、さまざまな申請や手続きが必要になってくることと存じます。

当ガイドブックでは、それらのうち小樽市での手続きが必要なものにつつまして、少しでもわかりやすく進めていただけるよう作成いたしました。

また、本庁舎別館1階に『おくやみ窓口』を設置しており、必要な手続きのお手伝いやご案内をしています。

### おくやみ窓口のご予約案内

小樽市役所で行う手続きのお手伝いやご案内をする、予約制の窓口です。  
**ご予約は、来庁日の3日前（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）までにお問い合わせいたします。**

窓 口：小樽市役所別館1階 おくやみ窓口

ご予約のお電話番号 0134-32-4111内線333  
お電話の際は、「おくやみ窓口」とお伝えください。

こちらのQRコードを読み込むと、  
ホームページからご予約できます。



受付時間：午前9時～午後5時（※土・日・祝日、年末年始を除く）

1組目：午前9時半 2組目：午前11時

3組目：午後1時半 4組目：午後3時

受 付：当日は、直接「おくやみ窓口」にお越しください。  
ガイドブックに沿って具体的なお話をさせていただきます。

※ 「おくやみ窓口」を利用せず、直接担当窓口で手続きすることも可能です。  
※ ご予約いただいた方が優先となりますのでご了承ください。



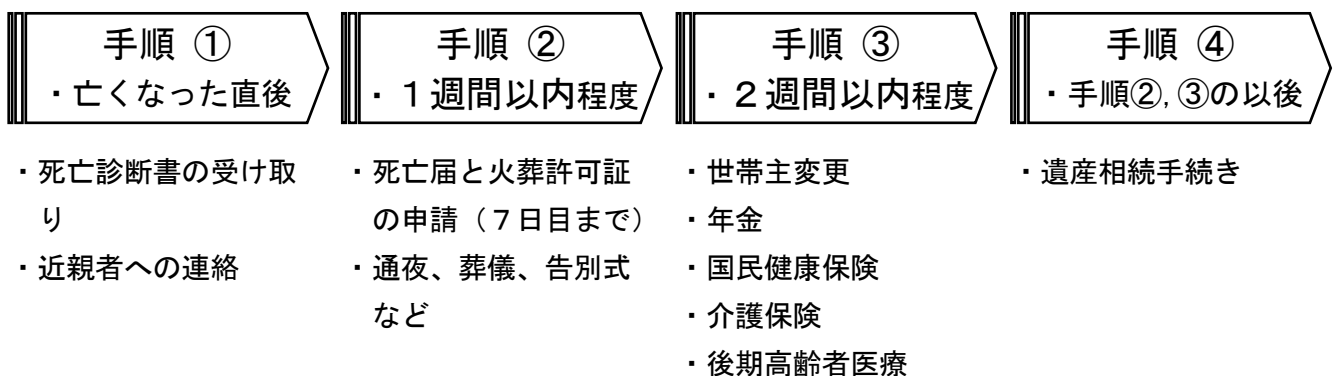
小樽市

令和8年4月 改訂版

## 手続き 一 覧

項 目	<input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ	市役所の 担当窓口
国民健康保険の手続き	<input type="checkbox"/>	3 ページ	別館 1 階 15 番
後期高齢者医療の手続き	<input type="checkbox"/>	4 ページ	別館 1 階 19 番
年金の手続き	<input type="checkbox"/>	5 ページ	別館 1 階 14 番
介護保険の手続き	<input type="checkbox"/>	5 ページ	別館 1 階 10 番
福祉サービスを受けていた方の手続き	<input type="checkbox"/>	6～7 ページ	本館 1 階 1,3 番
税に関する手続き	<input type="checkbox"/>	8～9 ページ	別館 2 階 20～23 番
子ども・子育てに関する手続き	<input type="checkbox"/>	10 ページ	別館 5 階
医療費助成に関する手続き	<input type="checkbox"/>	11 ページ	別館 5 階
印鑑登録の手続き	<input type="checkbox"/>	12 ページ	別館 1 階 13 番
マイナンバーカードの手続き	<input type="checkbox"/>	12 ページ	別館 1 階 マイナンバー窓口
市営墓地の手続き	<input type="checkbox"/>	12 ページ	別館 1 階 11 番
その他の手続き	<input type="checkbox"/>	13～14 ページ	
市役所以外での手続き	<input type="checkbox"/>	15 ページ	

### 亡くなった後の一般的な手続きの流れ



※各手続き内容は3ページ以降をご覧ください

## 手続きに持って来ていただくもの

記載しているのは主なものとなっており、実際の手続きによりお持ちいただくものが異なる場合があります。

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

### ご遺族のもの

- 窓口に来られる方の印鑑（朱肉を使うもの）
- 窓口に来られる方の本人確認書類
  - ・ 1点でよいもの（官公庁の交付した、本人の写真が添付されたもの）  
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
  - ・ 2点必要なもの（氏名を確認できるもの）  
健康保険資格確認書、年金手帳、納税通知書など
- 相続人代表の預貯金通帳の写し及び印鑑（朱肉を使うもの）
- 喪主の預貯金通帳の写し及び印鑑（朱肉を使うもの）
- 葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状、葬祭費用の領収書等）

### □委任状

死亡に伴う各種手続きを代理の方が行う場合、委任状が必要となります。最終ページの委任状にご記入のうえお持ちください。

※委任状が必要となる例

- ・ 戸籍謄本を故人の直系親族以外の方が請求するとき。  
（委任者：直系親族の方）
- ・ 世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方がするとき。  
（委任者：同一世帯員の方）

### 故人のもの（あるものを全てお持ちください）

- 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
- 後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ
- 介護保険被保険者証
- 年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書
- 各種障害者手帳
- 税目ごとの最新の納税通知書
- その他役所から交付された受給者証や証書など

## アイコン説明



：窓口でお手続き  
が必要





：まずお電話でお問  
い合わせください。




：窓口で返却す  
るのみ

## 国民健康保険の手続き


1	国民健康保険に加入していましたか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			保険年金課 保険係 本庁舎別館 1階 窓口 15番 TEL 0134-32-4111 内線 289・290
手続きの内容		手続きの期間	
○資格確認書または資格情報のお知らせ・限度額適用認定証の返却、資格喪失手続きが必要です。		出来るだけ早めの手続きを。	
○葬祭費の申請をいただくことで、喪主または施主に3万円が支給されます。(口座振込)		葬儀の翌日から2年以内	
手続きに必要なもの		手続きできる方	
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の資格確認書または資格情報のお知らせ 限度額適用認定証（お持ちの方は） <input type="checkbox"/> 喪主または施主の振込先口座情報が確認できる通帳等・印鑑（朱肉を使うもの）		・親族等 ・葬祭費の申請：喪主または施主	

2	国民健康保険に加入中の方がいる世帯の世帯主でしたか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			保険年金課 保険係 本庁舎別館 1階 窓口 15番 TEL 0134-32-4111 内線 289・290
手続きの内容		手続きの期間	
○国民健康保険世帯主変更届（窓口配備）を提出いただき、後日新しい世帯主の名前が記載された資格確認書または資格情報のお知らせを発行します。		出来るだけ早めに手続きを。	
手続きに必要なもの		手続きできる方	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入中の方の資格確認書または資格情報のお知らせ		親族等	


# 後期高齢者医療の手続き

<b>3</b>	後期高齢者医療制度に加入していましたか？ （75歳以上または65歳以上で一定の障害 をお持ちの方）	<input type="checkbox"/>	<b>担 当 課</b> 保険年金課 後期高齢者医療係 本庁舎別館1階 窓口19番 TEL 0134-32-4111 内線 312・423
			
<b>手続きの内容</b>		<b>手続きの期間</b>	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ 等をご返却ください。		出来るだけ早めに手続きを。	
<input type="checkbox"/> 葬祭費の申請をいただくことで、喪主または施主に 3万円が支給されます。（口座振込）		葬儀の翌日から2年以内	
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の高額療養費や保険料の還付がある 場合は、相続人に還付されます。（口座振込）		保険料還付金・高額療養費が発生し ていることを知った日から2年以 内	
<b>手続きに必要なもの</b>		<b>手続きできる方</b>	
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書または資 格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 喪主または施主の氏名が記載された会葬礼状（香典 返しのハガキ） または葬儀会社の領収書（宛名に氏名が記載されて いるもの） <input type="checkbox"/> 喪主または施主の振込先口座が確認できる通帳等 <input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座が確認できる通帳等・印鑑（朱 肉を使うもの）		・葬祭費の申請：喪主または施主 ・高額療養費等の申請：親族（相続 人）	


## 年金の手続き


4	国民年金の受給または加入はありますか？ 	<input type="checkbox"/>	<b>担 当 課</b>
			保険年金課 年金係 本庁舎別館 1階 窓口 14番 TEL 0134-32-4111 内線 292・293
<b>手続きの内容</b>		<b>手続きの期間</b>	
○年金受給の有無や、加入していた年金の種類により、手続きや必要なものが異なります。 ○国民年金のみの方は担当課にお問い合わせください。 ○厚生年金または加入していた年金の種類がわからない方は小樽年金事務所（小樽市富岡1丁目9番6号 0134-33-5026）にお問い合わせください。 ○共済年金の方は各共済組合にお問い合わせください。		出来るだけ早めに手続きを。	
<b>手続きに必要なもの</b>		<b>手続きできる方</b>	
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の基礎年金番号または個人番号（マイナンバー）がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座が確認できる通帳等 <input type="checkbox"/> その他、個人の状況により必要な書類等が異なりますので担当課までお問い合わせください。		親族等（優先順位があるので、詳しくはお問い合わせください。）	


## 介護保険の手続き


5	65歳以上の方で、介護保険に加入していましたか？ （または40歳以上の特定疾病をお持ちで、  かつ介護認定を受けている方）	<input type="checkbox"/>	<b>担 当 課</b>
			介護保険課 本庁舎別館 1階 窓口 10番 TEL 0134-32-4111 内線 454
<b>手続きの内容</b>		<b>手続きの期間</b>	
○介護保険被保険者証、その他お持ちの介護保険関係の証書（負担割合証、負担限度額認定証など）をご返却ください。 ※後日、亡くなった方あてに送付する通知について、親族の方の住所へ送付することができます。ご希望の方は送付先変更の手続きを行ってください。		出来るだけ早めに手続きを。	
<b>手続きに必要なもの</b>		<b>手続きできる方</b>	
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他お持ちの介護保険関係の証書（お持ちの方は）		親族等	

## 福祉サービスを受けていた方の手続き


6	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けていましたか？ 	□	<b>担 当 課</b>
			福祉総合相談室障害福祉グループ 本庁舎1階 窓口1番 TEL 0134-32-4111 内線 303・444
手続きの内容			手続きの期間
○身体障害者手帳、療育手帳の返却と、返還届の提出が必要です。 ※返却前に手帳のコピーを取っておくことをお勧めします。 ○障害福祉サービス受給者証、障害者タクシー利用助成券をお持ちの場合は一緒にご返却ください。 ○身体障害者手帳または療育手帳の申請中に亡くなられた場合や、使用しなかった日常生活用具・補装具の給付券がある場合などには別途手続きがありますので、担当課にご連絡をお願いします。			出来るだけ早めに手続きを。
手続きに必要なもの			手続きできる方
<input type="checkbox"/> 亡くなった方が所持していた手帳 <input type="checkbox"/> その他、個人の状況により必要な書類等が異なりますので担当課までお問い合わせください。			どなたでも可


7	特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当を受給していますか？ 	□	<b>担 当 課</b>
			福祉総合相談室障害福祉グループ 本庁舎1階 窓口1番 TEL 0134-32-4111 内線 303・444
手続きの内容			手続きの期間
○資格喪失に係る届出書の提出が必要です。 ○未支給分の手当を請求できる場合がありますので、担当課にご連絡をお願いします。			出来るだけ早めに手続きを。
手続きに必要なもの			手続きできる方
<input type="checkbox"/> 個人の状況により必要な書類等が異なりますので担当課までお問い合わせください。			どなたでも可


8	未使用の介護用品助成券はありますか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			福祉総合相談室地域包括ケアグループ 本庁舎1階 窓口3番 TEL 0134-32-4111 内線412
手続きの内容			手続きの期間
○未使用の介護用品助成券をお持ちの場合は、ご返却ください。			出来るだけ早めに手続きを。
手続きに必要なもの			手続きできる方
<input type="checkbox"/> 介護用品助成券			どなたでも可


9	未使用のふれあい回数券購入チケットまたは JR無料乗車券はありますか？ 未使用のふれあい回数券はありますか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			福祉総合相談室福地域包括ケアグループ 本庁舎1階 窓口3番 TEL 0134-32-4111 内線412
手続きの内容			手続きの期間
○未使用のふれあい回数券購入チケットまたはJR無料乗車券をお持ちの場合は、ご返却ください。 ※未使用のふれあい回数券をお持ちの場合は、ご返金用の証明書をお渡ししますので、直接窓口までお越しください。			出来るだけ早めに手続きを。
手続きに必要なもの			手続きできる方
<input type="checkbox"/> 未使用のふれあい回数券購入チケットまたはJR無料乗車券 <input type="checkbox"/> 未使用のふれあい回数券			どなたでも可

# 税に関する手続き


10	住民税（市・道民税）が課税されていま したか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			市民税課 個人課税グループ 本庁舎別館2階 窓口 22番 TEL 0134-32-4111 内線 242~245
手続きの内容		手続きの期間	
○住民税に関する通知を送付するため、相続人の送付先登録手続きが必要です。 ※課税されていたか確認いただく場合は、直接窓口までお越しください。		出来るだけ早めに手続きを。	
手続きに必要なもの		手続きできる方	
<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 故人の最新の納税通知書、または相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等）		親族（相続人）	


11	小樽市に固定資産（家屋・土地）を所有して いましたか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			資産税課 本庁舎別館2階 窓口 20番 TEL 0134-32-4111 内線 247~250
手続きの内容		手続きの期間	
○法務局に登録していない家屋については、市役所資産税課に「未登記家屋名義人変更届出」の提出が必要です。 ※添付書類は相続の内容によって異なりますので、お問い合わせください。 ○法務局に登録している土地・家屋については法務局で相続登記手続きをしてください。（15ページ参照）		出来るだけ早めに手続きを。	
○法務局での名義変更（相続登記等）が行われるまでの間は、相続人の方が納税義務を引き継ぎ、お納めいただくこととなります。相続人の方は「固定資産現所有者申告書」を市役所資産税課に提出してください。ただし、既に法務局での名義変更（相続登記等）が終了している場合は提出不要です。		所有者の方が亡くなられて3か月以内	
手続きに必要なもの		手続きできる方	
<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 故人の最新の納税通知書、または相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書を作成している場合） <input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理書の写し（相続放棄した場合）		相続人	

12	<b>原動機付自転車（125cc 以下）や小型特殊自動車を所有していましたか？</b> 	<input type="checkbox"/>	<b>担 当 課</b>
			市民税課 税制グループ 本庁舎別館 2階 窓口 21 番 TEL 0134-32-4111 内線 241・379
<b>手続きの内容</b>		<b>手続きの期間</b>	
○これから車両を所有する方への名義変更、または廃車手続きが必要です。		出来るだけ早めに手続きを。	
<b>手続きに必要なもの</b>		<b>手続きできる方</b>	
<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 故人の最新の納税通知書、または相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等） ※下記のものはお持ちではない場合も対応可能ですが、できる限りご準備をお願いします。 <input type="checkbox"/> 標識交付申請書の控えまたは標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車する場合）		車両の所有状況がわかる方	


13	<b>口座振替で市税を納付していましたか？</b> 	<input type="checkbox"/>	<b>担 当 課</b>
			納税課 管理グループ 本庁舎別館 2階 窓口 23 番 TEL 0134-32-4111 内線 255
<b>手続きの内容</b>		<b>手続きの期間</b>	
○亡くなった方名義の口座から市税の口座振替をしていた場合は、口座振替の解約が必要です。 ○未納の市税がある場合は納付書をお送りしますので、ご連絡ください。 ○引き続き相続人等の名義の口座から振替を希望する場合は改めて手続きが必要です。		出来るだけ早めに手続きを。	
<b>手続きに必要なもの</b>		<b>手続きできる方</b>	
※改めて口座振替の手続きをする場合は、下記のものをお持ちください <input type="checkbox"/> 亡くなった方の納税通知書 <input type="checkbox"/> 新たに振替する口座の通帳とその届出印		親族等	


## 子ども・子育てに関する手続き

14	児童手当を受けていましたか？		<input type="checkbox"/>	担 当 課	
				こども福祉課こども福祉グループ 本庁舎別館5階 TEL 0134-32-4111 内線 314・311	
手続きの内容			手続きの期間		
<p>○受給者が亡くなった場合は、児童手当の受給者変更の手続き等が必要です。</p> <p>○受給者の配偶者が亡くなった場合は、ひとり親の手当等の申請が可能な場合があります。</p> <p>○対象児童が亡くなった場合は、受給資格の消滅または減額の手続き等が必要な場合があります。</p>			<p>亡くなった日の翌日から数えて14日以内</p> <p>※手続きが遅れると、支給されない月が発生する場合があります。</p>		
手続きに必要なもの			手続きできる方		
<p><input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者（保護者）が加入している健康保険の種類が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者（対象児童と保護者）名義の預金通帳等</p> <p>※手続き内容により、必要な書類が異なりますので担当課までお問い合わせください。</p>			親族等		


15	児童扶養手当を受けていましたか？		<input type="checkbox"/>	担 当 課	
				こども福祉課こども福祉グループ 本庁舎別館5階 TEL 0134-32-4111 内線 314・311	
手続きの内容			手続きの期間		
<p>○亡くなった方により手続きが異なりますので、担当課で手続きをしてください。</p> <p>○対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。</p>			できるだけ早めの手続きを。		
手続きに必要なもの			手続きできる方		
<p><input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者（対象児童と保護者）名義の預金通帳等</p> <p>※手続き内容により、必要な書類が異なりますので担当課までお問い合わせください。</p>			親族等		

## 医療費助成に関する手続き


16	こども・ひとり親家庭、いずれかの医療費受給者証の交付を受けていましたか？ 	<input type="checkbox"/>	<b>担 当 課</b> こども福祉課こども福祉グループ 本庁舎別館5階 TEL 0134-32-4111 内線 314・311
			<b>手続きの内容</b> ○受給者が亡くなった場合は、受給者証の返却が必要です。 ○保護者、受給者と同一世帯のご家族が亡くなった場合は、変更手続きが発生する可能性があります。
<b>手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 交付されている各種医療費受給者証 ※手続き内容により、必要な書類が異なりますので 担当課までお問い合わせください。		<b>手続きできる方</b> 親族等	

17	重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けていましたか？ 	<input type="checkbox"/>	<b>担 当 課</b> 福祉総合相談室障害福祉グループ 本庁舎1階 窓口1番 TEL 0134-32-4111 内線 303・444
			<b>手続きの内容</b> ○受給者が亡くなった場合は、受給者証の返却が必要です。 ○保護者、受給者と同一世帯のご家族が亡くなった場合は、変更手続きが発生する可能性があります。
<b>手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 交付されている各種医療費受給者証 ※手続き内容により、必要な書類が異なりますので 担当課までお問い合わせください。		<b>手続きできる方</b> 親族等	


## 印鑑登録の手続き

18	印鑑登録をしていましたか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			戸籍住民課 窓口係 本庁舎別館 1階 窓口 13番 TEL 0134-32-4111 内線 283・284
手続きの内容		手続きの期間	
○印鑑登録証をお持ちの場合は、ご返却ください。 (ご自宅で処分いただくことも可能です。)		出来るだけ早めに手続きを。	
手続きに必要なもの		手続きできる方	
<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証		親族等	

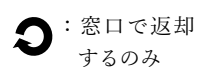
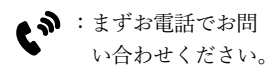
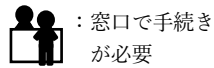
## マイナンバーカードの手続き

19	マイナンバーカードをお持ちでしたか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			戸籍住民課 窓口係 本庁舎別館 1階 マイナンバー窓口 TEL 0134-32-4111 内線 296・297
手続きの内容		手続きの期間	
○マイナンバーカードをお持ちの場合は、ご返却ください。 (ご自宅で処分いただくことも可能です。)		マイナンバーカードは各種手続きに使用することがあるため、一定期間はお手元で保管していただくことをおすすめいたします。	
手続きに必要なもの		手続きできる方	
<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード		親族等	

## 市営墓地の手続き（墓地使用許可証をお持ちの方）






20	遺骨は市営墓地に埋蔵しますか？ 	<input type="checkbox"/>	担 当 課
			戸籍住民課 窓口係 本庁舎別館 1階 窓口 11番 TEL 0134-32-4111 内線 281
手続きの内容		手続きの期間	
○亡くなった方の遺骨を市営墓地に埋蔵する場合は事前に埋蔵手続きが必要となります。		埋蔵日が決まり次第 ※来庁前に担当課にご連絡ください。	
手続きに必要なもの		手続きできる方	
<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 死体火葬許可証 <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証		墓地使用者（使用者が亡くなった場合は承継の手続きが必要です）	

## アイコン説明



## その他の手続き

区分	項目（対象）	<input type="checkbox"/>	主な手続き	必要なもの	担当窓口
保健所	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	返却	現在お持ちの手帳	小樽市保健所 保健総務課 保健管理グループ 小樽市築港11番1号 ウイングベイ小樽1番街4階 窓口5番 TEL 0134-22-3115
	自立支援医療受給者証（精神通院医療、育成医療）や特定医療費（指定難病）受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	返却・処分・返納届等の提出等	右欄担当までお問い合わせください。	
	在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業の助成を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	資格喪失届の提出等	右欄担当までお問い合わせください。	
	犬を飼っていましたか？	<input type="checkbox"/>	所有者の変更（犬の登録事項変更届）	右欄担当までお問い合わせください。	
子ども	保育園・認定こども園・幼稚園に通園している子がいますか？	<input type="checkbox"/>	状況により必要な手続きが異なりますので、担当課までお問い合わせください。		子育て支援課 教育保育係 本庁舎別館5階 TEL 0134-32-4111 内線 304
税	未納や納期末到来の市税はありますか？	<input type="checkbox"/>	市税の納付	右欄担当までお問い合わせください。	納税課 収納グループ 本館別館2階 窓口 23番 TEL 0134-32-4111 内線 251～254
保険料	未納の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料はありますか？	<input type="checkbox"/>	保険料の納付	右欄担当までお問い合わせください。	保険収納課 本館別館1階 窓口 16番 TEL 0134-32-4111 内線 445・446

区分	項目（対象）	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	必要なもの	担当窓口
上下水道	上下水道契約の名義人でしたか？ 	<input type="checkbox"/>	名義変更・使用中止等	右欄担当までお問合せください。	水道局料金センター 水道局本庁舎 2階 TEL 0134-32-4111 内線 559、567
市営住宅	市営住宅にお住まいでしたか？ 	<input type="checkbox"/>	世帯の状況に応じた手続きが必要です。手続きの種類や必要なものについては、右欄担当までお問い合わせください。		市営住宅管理事務所 小樽市花園 4丁目 5番 8号 ハイックラシカ 1階 TEL 0134-32-5660
図書館	市立小樽図書館を利用していましたか？ 	<input type="checkbox"/>	本の貸出しや予約がないか確認します。右欄担当までお問い合わせください。		市立小樽図書館 小樽市花園 5丁目 1番 1号 市立小樽図書館 TEL 0134-22-7726
農地・森林	農地の相続がありますか？ 	<input type="checkbox"/>	農地を相続した場合に行う届出となります。該当の場合は、右欄担当までお問い合わせください。		農業委員会事務局 本庁舎別館 4階 TEL 0134-32-4111 内線 538
	森林の所有者変更がありますか？ 	<input type="checkbox"/>	森林を相続した場合に行う届出となります。該当の場合は、右欄担当までお問い合わせください。		農林水産課 本庁舎別館 4階 TEL 0134-32-4111 内線 258

## 市役所以外での手続き

※下記の手続きに関する必要書類については、問い合わせ先に事前にご確認ください。

項目	☑	主な手続き	問い合わせ先
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除、相続手続きなど	各金融機関
運転免許証	<input type="checkbox"/>	有効期限内の運転免許証は返納可能	小樽警察署 TEL 0134-27-0110
生命保険	<input type="checkbox"/>	入院給付金、死亡保険金の請求など	生命保険会社または代理店
損害保険	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	損害保険会社または代理店
固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/>		各契約会社
インターネット	<input type="checkbox"/>		
電気・ガス料金など	<input type="checkbox"/>		
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
軽自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更	札幌地区軽自動車協会 TEL 011-768-3955
自動車 バイク（125ccを超えるもの）	<input type="checkbox"/>	名義変更	北海道運輸局札幌運輸支局 TEL 050-5540-2001
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	小樽税務署 TEL 0134-23-2171
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	NHK（NHKふれあいセンター（営業）） ナビダイヤル：0570-077-077
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給者が亡くなったことの連絡	総務省恩給相談室 TEL 03-5273-1400
不動産の相続登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）手続き	札幌法務局小樽支局 TEL 0134-23-3012
法定相続情報証明制度	<input type="checkbox"/>	「法定相続情報一覧図」の作成や交付	（要事前予約）
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申述	札幌家庭裁判所小樽支部 TEL 0134-22-9157

必ず委任者（頼む方）が作成し捺印してください。  
窓口に来る方は、自身の本人確認書類と記入した委任状をお持ちください。

# 委 任 状

（宛先）小樽市長

## 【代理人（頼まれた方）】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次のことを委任します。

- 世帯主の変更届に関する事
- 住民票の写しの請求・受領に関する事（必要な場合は以下もチェック）
  - 本籍の記載
  - 続柄の記載
- 戸籍に関する証明書の請求・受領に関する事
- 国民健康保険制度の手続に関する事
- 後期高齢者医療制度の手続に関する事
- 国民年金に関する手続に関する事
- 市税に関する証明書の請求・受領に関する事
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

令和 年 月 日

## 【委任者（頼む方）】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_